

1. 議事日程

〔平成27年第2回安芸高田市議会6月定例会第1日目〕

平成27年 6月19日
午前10時開会
於 安芸高田市議場

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 諮問第7号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第4 諮問第8号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第5 同意第2号 安芸高田市公平委員会委員の選任の同意について
日程第6 承認第1号 専決処分した事件の承認について
【安芸高田市税条例等の一部を改正する条例】
日程第7 承認第2号 専決処分した事件の承認について
【安芸高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例】
日程第8 議案第38号 安芸高田市情報公開条例の一部を改正する条例
日程第9 議案第39号 安芸高田市手数料条例の一部を改正する条例
日程第10 議案第40号 平成27年度安芸高田市一般会計補正予算（第1号）

2. 出席議員は次のとおりである。（18名）

1番	玉重輝吉	2番	玉井直子
3番	久保慶子	4番	下岡多美枝
5番	前重昌敬	6番	石飛慶久
7番	児玉史則	8番	大下正幸
9番	水戸眞悟	10番	先川和幸
11番	熊高昌三	12番	穴戸邦夫
13番	秋田雅朝	14番	塚本近
15番	藤井昌之	16番	金行哲昭
17番	青原敏治	18番	山本優

3. 欠席議員は次のとおりである（なし）

4. 会議録署名議員

6番 石飛慶久 7番 児玉史則

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（21名）

市	長	浜	田	一	義	副	市	長	沖	野	文	雄
教	育	永	井	初	男	総	務	部	杉	安	明	彦
企	画	武	岡	隆	文	市	民	部	小	笠	義	和
産	業	清	水		勝	福	社	保	可	愛	川	實
産	業	山	平		修	健	部	長	西	原	裕	文
振	興	叶	丸	一	雅	兼	社	事	久	保	高	憲
部	特	広	瀬	信	之	長	兼	公	河	野	雄	二
命	担	毛	利	幹	夫	設	部	長	中	谷	文	彦
当	部	小	玉		勝	長	兼	公	神	岡	眞	信
部	長	土	井	実	貴	部	長	公	河	本	圭	司
長		西	岡	保	典	消	防	長				
教	育					八	千	代				
会	計					高	宮	支				
管	理					向	原	支				
者						財	政	課				
美	土											
里	支											
所	長											
甲	田											
支	所											
所	長											
総	務											
課	長											
政	策											
企	画											
課	長											

6. 職務のため議場に出席した事務局の職氏名（4名）

事	務	局	長	外	輪	勇	三	事	務	局	次	長	近	永	義	和
総	務	係	長	森	岡	雅	昭	専	門	員			大	足	龍	利



午前10時00分 開会

○山本議長 定刻になりました。
ただいまの出席議員は18名であります。
定足数に達しておりますので、これより平成27年第2回安芸高田市議会定例会を開会いたします。
直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。
日程に入るに先立ち、議会事務局長より諸般の報告をいただきます。
外輪事務局長。

○外輪事務局長 諸般の報告をいたします。
第1点、市長並びに教育委員長より本定例会に説明員として出席委任する者の職氏名の一覧が提出されております。
第2点、市長より議会の委任による専決処分事項について2件の報告がありました。
第3点、市長より平成26年度安芸高田市一般会計予算繰越明許費にかかる繰越計算書についての報告がありました。
第4点、市長より安芸高田市が資本金の2分の1以上を出資している法人の経営状況説明書について3件の報告がありました。
第5点、監査委員より平成27年2月分、3月分、4月分及び5月分の例月出納検査の報告がありました。
また、市長より議案の一部について誤りがあり、お手元に配付しておりますとおりに、訂正の依頼がありました。会議規則第19条第1項の規定により、議長において許可されましたので、議案を訂正していただきますようお願いいたします。
それぞれの写しをお手元に配付しておりますので、御了承ください。
以上で諸般の報告を終わります。

○山本議長 以上をもって諸般の報告を終わります。



日程第1 会議録署名議員の指名

○山本議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第86条の規定により議長において、6番石飛慶久君、及び7番 児玉史則君を指名いたします。



日程第2 会期の決定

○山本議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。
本定例会の運営について、過日、議会運営委員会を開き御協議いただいておりますので、その結果について、議会運営委員長の報告を求めます。
議会運営委員長 児玉史則君。

○児玉議会運営委員長 おはようございます。

議会運営委員会報告をいたします。

平成27年第2回定例会の運営につきまして、去る、5月14日及び6月12日に議会運営委員会を開き、次のとおり決定いたしましたので、報告いたします。

まず、会期につきましては、お手元の会期日程のとおり、本日から7月3日までの15日間といたしました。

議事の都合により、6月20日から22日、並びに6月25日から7月2日までを休会といたします。

本定例会に付議されます案件は、諮問2件、同意1件、承認2件、議案3件の計8件でございます。

議案審議についてでございますが、お手元の付託表のとおり、議案第40号を予算決算常任委員会へ付託することといたしました。諮問2件、同意1件を含むその他の案件につきましては、委員会付託を省略することといたしました。

なお、6月12日の議会運営委員会までに提出のあった陳情、要望等につきましては、お手元に配付した一覧表のとおり、文教厚生常任委員会及び総務企画常任委員会へ送付して審査することといたしました。

次に、一般質問の取り扱いについては、12人から通告がありましたので、2日間の日程といたし、通告順に、6月23日を6人、24日を6人といたします。

以上、報告を終わります。

○山本議長 お諮りいたします。ただいまの委員長の報告のとおり、会期は15日間とすることに御異議ございませんか。

(異議なし)

○山本議長 御異議なしと認めます。よって、会期は15日間と決しました。

~~~~~○~~~~~

日程第3 諮問第7号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○山本議長 日程第3、諮問第7号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 おはようございます。

本日、平成27年第2回定例会を招集させていただきましたところ、皆さん、御多用の中、御参集を賜り、まことにありがとうございます。

さてこのたびの定例会へは、諮問2件、同意1件、承認2件、議案3件を提出させていただきました。どうか、よろしく御審議をお願いいたします。

諮問第7号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、人権擁護委員の任期満了に伴う後任候補者を法務大臣に推薦するに当たり、「人権擁護委員法」第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものでございます。

現委員であります八千代町の柳川淑子委員の任期が、本年9月30日をもって満了することから、後任候補者として八千代町の中本吉徳さんを推薦するものであります。

中本吉徳さんは、昭和41年から平成10年までコカ・コーラウエスト(株)で勤務される中、根野小学校PTA会長として、PTA活動に積極的に参加され、青少年育成に貢献されてきました。

熱意と意欲を持って人権問題や人権擁護活動に取り組んでいただける方であり、人権擁護委員として適任であると判断いたし推薦するものであります。

どうかよろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○山本議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

お諮りいたします。この件に関しましては、質疑・討論及び委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

(異議なし)

○山本議長 御異議なしと認め、質疑・討論及び委員会付託を省略いたします。

これより、諮問第7号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」の件を採決いたします。

本件は、諮問のあった1名を適任とすることに御異議ございませんか。

(異議なし)

○山本議長 御異議なしと認めます。

よって本件は、諮問のあった1名を適任とすることに決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

日程第4 諮問第8号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○山本議長 日程第4、諮問第8号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 諮問第8号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、人権擁護委員の任期満了に伴う後任候補者を法務大臣に推薦するに当たり、「人権擁護委員法」第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものでございます。

現委員であります八千代町の天根信子委員の任期が、本年12月31日をもって満了することから、後任候補者として八千代町の乗田省三さんを推薦するものであります。

乗田省三さんは昭和51年から平成23年に至るまで、八千代町役場及び安芸高田市役所で勤務されました。

行政職員としての経験から、人権問題に十分な理解があり、熱意と意欲をもって、人権擁護委員活動に取り組んでいただけの方であり、人権擁護委員として適任であると判断し推薦するものであります。

どうかよろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○山本議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

お諮りいたします。この件に関しましては、質疑・討論及び委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なし)

○山本議長 御異議なしと認め、質疑・討論及び委員会付託を省略いたします。

これより、諮問第8号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」の件を採決いたします。

本件は、諮問のあった1名を適任とすることに御異議ございませんか。

(異議なし)

○山本議長 御異議なしと認めます。

よって本件は、諮問のあった1名を適任とすることに決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

日程第5 同意第2号 安芸高田市公平委員会委員の選任の同意について

○山本議長 日程第5、同意第2号「安芸高田市公平委員会委員の選任の同意について」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 同意第2号「安芸高田市公平委員会委員の選任の同意について」、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、安芸高田市公平委員会委員3名のうち、本年6月14日をもって、門出浩一委員の任期が満了となったため、同氏を引き続き委員に選任いたしたく、地方公務員法第9条の2第2項の規定に基づき、議会の同意を求めらるるものであります。

門出さんは、八千代町にお住まいでございまして、旧八千代町において収入役及び助役を歴任され、人事管理や法規にも精通しておられ、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解のある方と認識をいたしております。

合併後の本市において3期11年、委員としてその職務に精励いただきしており、まさに本市公平委員会委員として適任であると確信をいたしております。

どうかよろしく御審議の上、御同意を賜りますようお願い申し上げます。

○山本議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

お諮りいたします。この件に関しましては、質疑・討論及び委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なし)

○山本議長 御異議なしと認め、質疑・討論及び委員会付託を省略いたします。これより、同意第2号「安芸高田市公平委員会委員の選任の同意について」の件を採決いたします。

本件は、これに同意することに御異議ございませんか。

(異議なし)

○山本議長 御異議なしと認めます。よって本件は、これに同意することに決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

日程第6 承認第1号 専決処分した事件の承認について【安芸高田市税条例等の一部を改正する条例】

○山本議長 日程第6、承認第1号「専決処分した事件の承認について【安芸高田市税条例等の一部を改正する条例】」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 承認第1号「専決処分した事件の承認について」の提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、地方税法の一部を改正する法律が3月31日に公布されたことに伴い、税条例の一部を改正する必要性が生じたので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分により改正させていただいたものであります。

主な改正内容は、番号法改正に伴う個人番号、法人番号などの規定整備、軽自動車税のグリーン化特例制度の新設と税率の引き上げの1年延長、旧3級品のたばこ税特例税率の廃止であります。

よろしく御審議の上、御承認を賜りますようお願いを申し上げます。

○山本議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

市民部長 小笠原義和君。

○小笠原市民部長 「専決処分した事件の承認について」、専決処分いたしました安芸高田市税条例の一部を改正する条例についての要点の御説明をいたします。

今回の改正は、地方税法の一部を改正する法律が、3月31日に公布されたことに伴い、安芸高田市税条例等の一部を改正したものです。

議案と説明資料により、改正内容について御説明をいたします。説明資料は、改正条項と内容をまとめたものです。資料を参考にさせていただきながら、条例文の改正箇所を説明いたします。

まず、議案3ページから4ページと、資料の1ページをごらんいただきたいと思います。

第2条第1項第3号、並びに第4号について説明をいたします。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する

法律（マイナンバー制度に関する法律）の改正による字句の整備です。

次に、第23条第2項の改正は、法人税法において外国法人の恒久的施設が定義されたことに伴い、地方税法へも同様に書き下すための規定の整備です。

施行期日は、平成28年4月1日です。

続きまして、議案の5ページのほうをごらんください。

第31条第2項及び第4項は、法人税法の改正に伴う法人市民税の均等割の税率適用区分である「資本金等の額」を原則としつつ、「資本金等の額」が「資本金と資本金準備金の合計額」を下回る場合は、当該額を課税標準や基準とし、均等割の税率区分の基準についても資本割の課税標準と同様に無償増減資等を反映することとされた整備によるものです。

施行期日は、平成27年4月1日です。

続きまして、議案の6ページをお願いいたします。

第33条第2項の改正は、所得税法において「国外に転出する場合の譲渡所得の特例」が創設されたことに伴い、個人住民税所得割の課税標準額を計算する際、所得税において新たに課税されることとなる出国時に確定申告する譲渡所得を除いて計算するという規定の整備です。

施行期日は、平成28年1月1日です。

続きまして、第36条の2第8項の改正は、マイナンバー制度の改正による法人番号の規定を整備されたものです。

施行期日は、番号法施行の日で、平成27年10月5日です。

第36条の3の3第4項の改正は、地方税法改正による引用条項の整備です。

施行期日は、平成28年1月1日です。

続きまして、議案の7ページから8ページのほうをお願いいたします。

第48条第6項の改正は、法人税法改正に伴う引用条項の整備です。

施行期日は、平成27年4月1日です。

第50条第3項の改正は、法人税法改正に伴う引用条項の整備でございます。

施行期日は、平成27年4月1日です。

続きまして、第51条第2項の改正は、地方税法改正による規定の整備でございます。

施行期日は、平成27年4月1日です。

説明資料の2ページのほうをお願いいたします。

第51条第2項第1号の改正は、マイナンバー制度に関する法律改正による字句の整備でございます。

施行期日は、番号法施行の日で、平成27年10月5日でございます。

次に、議案の9ページをお願いいたします。

第57条第1項、及び第59条第1項の改正は、地方税法の改正による規定の整備でございます。

施行期日は、平成27年4月1日でございます。

次に、議案の9ページから15ページ、説明資料の2ページから3ページのほうをお願いいたします。

第63条の2第1項第1号、第63条の3第1項第1号、第63条の3第2項第1号、第71条第2項並びに第2項第1号、第74条第1項第1号、第74条の2第1項第1号、第89条第2項、第89条第2項の2号、第90条第2項、第90条第2項第1号、並びに第90条第3項、第139条の3第2項、同条第2項第1号、第149条第1項第1号の改正は、地方税法改正による規定の整備と、マイナンバー制度に関する法律改正による字句の整備でございます。

施行期日は、地方税法の改正は、平成27年4月1日でございます。マイナンバー制度に関するものは、平成27年10月5日でございます。

次に、議案15ページの下段をお願いいたします。

附則第2条の4の2の改正は、地方税法改正に伴う規定の追加で、施行期日は、平成27年4月1日です。

続きまして、議案の16ページ、説明資料の4ページのほうをお願いいたします。

附則第4条第1項の改正は、日本銀行法の改正に伴う引用条項の整備でございます。

施行期日は、平成28年1月1日でございます。

次に、議案16ページの下段をお願いいたします。

附則第7条の3の2第1項の改正は、消費税の率の引き上げ時期が、平成27年10月1日から平成29年4月1日に変更されたことにおいて、住宅借入金特別控除の適用期限を平成29年12月31日までの入居分から、平成31年6月30日までの入居分に見直しをされた規定の整備でございます。

施行期日は、平成27年4月1日です。

続きまして、議案17ページから18ページのほうをお願いいたします。

附則第9条、第9条の2の改正は、地方税法の改正に伴い、ふるさと納税にかかる特例控除の上限を所得割額の1割から2割に拡充し、確定申告を伴わない給与所得者等もワンストップで控除を受けられる、申告特例について規定したものでございます。

施行期日は、平成27年4月1日でございます。

附則第10条の2第6項から第8項までの改正は、都市再生特別措置法に基づき、認定事業者が取得する公共施設等にかかる課税標準の特例割合を延長するものでございます。

第9項から第11項までは、地方税法改正に伴う引用条文の整備と項ずれによるものでございます。

第12項については、新築のサービス付き高齢者向け賃貸住宅にかかる税額の軽減措置について、適用期限を2年間延長するものでございます。

施行期日は、平成27年4月1日でございます。

次に、議案の18ページの下段から21ページをお願いいたします。

附則第10条の3第1項から第9項まで各第1号の改正は、マイナンバー制度に関する法律改正による字句の整備でございます。

施行期日は、平成27年10月5日でございます。

次に、議案の21ページの中段から24ページ、並びに説明資料の4ページから5ページのほうをお願いいたします。

附則第11条、並びに第11条の2、第12条、第13条、第15条までの改正は、固定資産評価替えに伴う見出しの改正と字句の整備によるものでございます。

施行期日は、平成27年4月1日です。

次に、議案24ページ下段から26ページのほうをお願いいたします。

附則第16条の改正は、一定の環境性能を有する軽自動車4輪車等について、燃費性能に応じたグリーン化特例が創設され、税率の軽減措置をするものでございます。

施行期日は、平成27年4月1日でございます。

附則第16条の2の改正は、旧3級品の紙巻たばこにかかる特例税率を平成28年4月から平成31年4月までに、段階的に廃止されるものでございます。

施行期日は、平成28年4月1日からです。

次に、議案26ページ中段から27ページのほうをお願いいたします。

附則第22条第1項第1号、及び同条第3項第1号の改正は、マイナンバー制度に関する法律改正による字句の整備でございます。

施行期日は、平成27年10月5日でございます。

続きまして、議案の27ページから28ページ、また説明資料の6ページのほうをお願いいたします。

附則第16条第1項による改正は、3輪以上の軽自動車の税率について、最初の新規車検から13年を経過した14年目の課税年度の軽自動車税に重課が導入されるものでございます。

施行期日は、平成28年4月1日です。

以下は、地方税法の改正に伴う項ずれによる整備でございます。

次に、29ページのほうをお願いいたします。

平成26年条例改正、附則第1条第1項第3号、第4号、及び第4条の改正は、原動機付自転車及び2輪車等の税率の引き上げ開始が1年間延長されることに伴う文言の修正でございます。

施行期日は、平成27年4月1日でございます。

次に、議案の30ページをお願いいたします。

平成26年条例改正、附則第6条の改正は、地方税法改正に伴う文言の整理とグリーン化特例が附則第16条に新設されることに伴うものでございます。

施行期日は、平成27年4月1日でございます。

以上で、要点の説明を終わらせていただきます。

○山本議長

以上をもって要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

16番 金行哲昭君。

- 金 行 議 員 1点ちょっとお聞きします。
 字句の訂正というのは字句の訂正で済むと思うんですが、平成27年4月1日というもので訂正がございました、その稼働とか手間とかいうのは把握されておるとか、かなりそういうものがふえたか1点、お聞きします。
- 山 本 議 長 答弁を求めます。
 市民部長 小笠原義和君。
- 小笠原市民部長 この字句の整備については、おのずと改正が求められているものでございますので、当然改正を随時させていただくようにいたしております。
 施行期日の延長につきましての事務等の改正でございますけれども、それにつきましては、それに対応させていただくように準備をさせていただいております。
- 山 本 議 長 ほかに質疑はありませんか。
 (質疑なし)
- 山 本 議 長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。
 お諮りします。本案は委員会への付託を省略いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。
 (異議なし)
- 山 本 議 長 御異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。
 これより討論に入ります。討論はありませんか。
 (討論なし)
- 山 本 議 長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。
 これより承認第1号「専決処分した事件の承認について【安芸高田市税条例等の一部を改正する条例】」の件を起立により採決いたします。
 本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
 [起立多数]
- 山 本 議 長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第7 承認第2号 専決処分した事件の承認について【安芸高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例】

- 山 本 議 長 日程第7、承認第2号「専決処分した事件の承認について【安芸高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例】」の件を議題といたします。  
 議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。  
 市長 浜田一義君。
- 浜 田 市 長 承認第2号「専決処分した事件の承認について」、提案理由の御説明を申し上げます。  
 本件は、地方税法の一部を改正する法律が3月31日に公布されたことに伴い、国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じたので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分により改正させていただいたものであります。  
 改正内容は、基礎課税額、国民健康保険税後期高齢者支援金分、介護

納付金分の課税限度額の引き上げと低所得世帯に対する国民健康保険税の軽減措置の拡充であります。

どうかよろしく御審議の上、御承認を賜りますようお願いをいたします。

○山本議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

市民部長 小笠原義和君。

○小笠原市民部長 承認第2号「専決処分した事件の承認について」でございます。

専決処分いたしました、安芸高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての要点の御説明をいたします。

今回の改正は、地方税法の一部を改正する法律が3月31日に公布されたことに伴い、安芸高田市国民健康保険税条例の一部を改正したものでございます。

議案と説明資料により、改正内容について御説明をいたします。

議案の3ページから4ページ、資料の1ページのほうをお願いいたします。

第2条第2項及び第3項、並びに第4項の改正は、基礎課税額、いわゆる医療分と後期高齢者支援金分、並びに介護納付金分の課税限度額の引き上げでございます。それぞれ、51万円から52万円、16万円から17万円に、14万円から16万円と、1万円から2万円の引き上げ額となっております。影響を受けると思われる世帯数は、約54世帯と試算しております。

施行年月日は、平成27年4月1日で、平成27年度課税分から適用となります。

議案の4ページ中段をお願いいたします。

第23条第1項第2号及び第3号の改正は、低所得世帯に対する国民健康保険税均等割額、平等割額の軽減措置の拡充でございます。

5割軽減世帯については、軽減判定所得を算出するに当たり、1人当たりの加算額が24万5,000円から26万円に、1万5,000円引き上げられました。

2割軽減世帯については、軽減判定所得を算出するに当たり、1人当たりの加算額が45万円から47万円と2万円の引き上げがされました。

この改正による軽減対象世帯は、約300世帯増加いたします。

なお、この改正により、国民健康保険税約700万円が減収となりますが、減収分につきましては、国が2分の1、県と市が4分の1を保険基盤安定繰入金として公費負担をいたしますので、保険税への影響はありません。

施行年月日は、平成27年4月1日で、平成27年度課税分から適用となります。

また、議案の5ページ、6ページのほうをお願いいたします。

平成25年度に一部改正しました国民健康保険税条例附則第14項の改正のうち、地方税法の改正に伴い、「配当所得」を「利子所得及び雑所

得」に改める部分については、施行期日を平成28年1月1日に施行とする  
ものでございます。

以上で要点の説明を終わります。

○山本議長 以上をもって要点の説明を終わります。  
これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質疑なし)

○山本議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。  
お諮りします。本案は委員会への付託を省略したいと思えます。  
これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○山本議長 御異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。  
これより討論に入ります。討論はありますか。

(討論なし)

○山本議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。  
これより承認第2号「専決処分した事件の承認について【安芸高田市  
国民健康保険税条例の一部を改正する条例】」の件を起立により採決い  
たします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○山本議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第8 議案第38号 安芸高田市情報公開条例の一部を改正する条例

○山本議長 日程第8、議案第38号「安芸高田情報公開条例の一部を改正する条
例」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第38号「安芸高田市情報公開条例の一部を改正する条例」につい
て、提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、国において「独立行政法人通則法の一部を改正する法律」が
平成26年6月に公布され、平成27年4月1日から施行されたことに伴い、
現行条例において必要な改正をするものであります。

よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げ
ます。

○山本議長 これをもって提案理由の説明を終わります。
この際、担当部長から要点の説明を求めます。

総務部長 杉安明彦君。

○杉安総務部長 議案第38号「安芸高田市情報公開条例の一部を改正する条例」につい
て、要点の御説明を申し上げます。

議案書の新旧対照表のほうで御説明を申し上げますので、議案書のほう
をお願いいたします。議案書の裏面、2ページのほうでございます。
右の欄が改正前、左の欄が改正後になります。

このたびの条例改正は、先ほど市長が申しあげましたように、国の法律であります独立行政法人通則法の一部を改正する法律が、平成26年6月に公布され、平成27年4月1日から施行されたことに伴いまして、本市条例のうち関係部分を引用しておりました法人の名称と引用条項の項ずれの改正をそれぞれ行うものでございます。

なお、法律改正に伴い、これまで特定独立行政法人と呼ばれていたものは、行政執行法人という名称に改められております。以上で要点の説明を終わります。

○山本議長 以上をもって要点の説明を終わります。
これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質疑なし)

○山本議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。
お諮りします。本案は委員会への付託を省略いたしたいと思えます。
これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○山本議長 御異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。
これより討論に入ります。討論はありますか。

(討論なし)

○山本議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。
これより議案第38号「安芸高田市情報公開条例の一部を改正する条例」の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○山本議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第9 議案第39号 安芸高田市手数料条例の一部を改正する条例

○山本議長 日程第9、議案第39号「安芸高田市手数料条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第39号「安芸高田市手数料条例の一部を改正する条例」について、提案理由の御説明を申し上げます。

野生鳥獣の生息数を適正な水準に増加させる等の目的で整備されております「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」につきまして、イノシシやシカの著しい増加により、自然生態系への影響や農林水産業被害が深刻化している実態を踏まえ、その生息数を適正な水準に減少させる内容を加えるため、平成27年5月29日より、法の題名が「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」と改正されました。

これを受け、本市手数料条例中の法律の名称を変更するものであります。

どうかよろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申

上げます。

○山本議長 これをもって提案理由の説明を終わります。  
この際、担当部長から要点の説明を求めます。  
産業振興部長 清水勝君。

○清水産業振興部長 議案第39号「安芸高田市手数料条例の一部を改正する条例」について、  
要点の説明を行います。

安芸高田市手数料条例は、本市が徴収する手数料について定めるものであり、第2条に市は別表に掲げる事務を行うことを申請するものから、同表に定める手数料を徴収するとあり、その別表5に産業建設関係の事務が表記されております。

議案の2ページをお願いいたします。

ここに表記をされている事務は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に定められている鳥獣飼養許可証の交付手数料、更新手数料及び再交付手数料で、1件につき3,400円の手数料を徴収するものでございます。

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律、鳥獣保護法の一部を改正する法律が、平成26年5月30日公布、平成27年5月29日に施行され、ニホンジカ、イノシシ等による自然生態系への影響、及び農林水産業被害が深刻化、狩猟者の減少や高齢化の深刻化等により鳥獣捕獲の担い手が減少している現状にかんがみ、鳥獣の捕獲等の一層の促進と捕獲等の担い手育成が必要なことから、今回法改正が行われました。

下線で表記してある法律の名称が右の改正前から左の改正後、鳥獣の管理が追加された名称に変更になりましたので、これを受けて本市の手数料条例の一部を改正するものでございます。以上で要点の説明を終わります。

○山本議長 以上をもって要点の説明を終わります。  
これより質疑に入ります。質疑はありますか。  
12番 宍戸邦夫君。

○宍戸議員 鳥獣の保護及び管理と、保護と管理との違いを教えてください。

○山本議長 答弁を求めます。  
産業振興部長 清水勝君。

○清水産業振興部長 このたびの法改正によりまして、鳥獣の保護及び鳥獣の管理という定義が規定をされております。

鳥獣の保護につきましては、その生息数を適正な水準に増加させ、もしくはその生息地を適正な範囲に拡大させることと定義をされております。鳥獣の管理につきましては、その生息数を適正な水準に減少させ、またはその生息地を適正な範囲に縮小させることという定義にされております。

保護であった保護法に管理が加わって、より被害が深刻化になっておる日本全国の被害軽減につなげるという趣旨の法改正というふうに理解をしております。以上でございます。

- 山本議長 12番 宍戸邦夫君。
- 宍戸議員 わかったような、ちょっとわからんようなことなんですけど。  
保護といえば、鳥獣を保護していくという意味ですよ。守っていくという。ですが、余りにも保護し過ぎて頭数等が適正な頭数、そこで生息するには多過ぎるという場合には、その管理という名目で調整していくという意味ですか。
- 山本議長 答弁を求めます。  
産業振興部長 清水勝君。
- 清水産業振興部長 はい、今おっしゃっていただいたような形で、保護を今までずっと希少価値が高い鳥獣も含めて保護をしてまいりましたが、特にニホンジカ、イノシシ等が全国的に増加傾向にあつて、農林水産業への影響が大きいということでもありますので、それを適正な数まで減らしていくという管理を加えられたものと理解をしております。以上でございます。
- 山本議長 ほかに質疑はありませんか。  
11番 熊高昌三君。
- 熊高議員 今、保護と管理ということではいろいろお話がありましたが、管理という言葉が新しく入ったという意味は、適正な生息数にするという、特定の動物に対してそういった形になろうと思っておりますが、この管理という言葉が入ったことによって、取り組みとかそういったものがどういう影響を受けるのか。具体的な国の方針なり、あるいは市の今後の取り組みについて、具体的にお考えがあれば、お聞きしたいと思います。
- 山本議長 答弁を求めます。  
産業振興部長 清水勝君。
- 清水産業振興部長 今回の国の法律改正に伴いまして、新たな事業の創設がされております。  
国においては、具体的な施策として都道府県または国が鳥獣の捕獲等にかかる安全管理体制や従事する者の技能及び知識が一定の基準に適合している事業者には捕獲等、事業を委託して行うことができること。  
あるいは、一定の条件下で夜間、銃猟を可能とする等の規制緩和を行うこと。  
あるいは、都道府県知事の許可を受けた者は、鳥獣による生活環境の被害防止のため、住居集合地域等において麻醉銃による鳥獣の捕獲等ができることとする。こと。  
それから、網猟免許及びわな猟免許の取得年齢の引き下げ、これは現在20歳以上を18歳以上に引き下げるという具体的なことが法のほうに明記をされております。  
これを受けて、県あるいは市町等、法の趣旨にのっとり、もちろん猟友会、捕獲班等とも協議をする必要がございますが、この法の趣旨にのっとり具体的な施策を今後講じていくことになるというふうに認識をいたしております。以上でございます。
- 山本議長 ほかに質疑はありませんか。

11番 熊高昌三君。

○熊高議員 答弁が終わったら、答弁が終わりましてと言っていたかいないと、次の流れが悪いですね。

今のお答えの中で非常に、これまで困っておった夜間、あるいは住宅地における狩猟、そういったものが可能になるというふうな法律が前に進め始めたということでもありますので、本市としても具体的な施策を早急に猟友会等とも話を進める必要があると思います。法律によって大きな前進が見られるのかなという期待をもった法律改正になったんだなということを受けとめさせていただきました。

今年度で具体的にどういうふうなスケジュールをされるおつもりか、法律が改正されて間を置かずに、こういったことがされるべきだというふうに思います。

そういった観点から、再度、具体的なスケジュールあるいは本市としてのお考えがあれば、具体的な地域性もありますので、お答えいただければと思います。

○山本議長 答弁を求めます。

産業振興部長 清水勝君。

○清水産業振興部長 まだまあ法律が施行されて間がないので、具体的な日程等ということ、具体的にはまだ考えておりません。

昨日も市の猟友会等との協議の場もございました。こういった法改正のこともお話をさせていただいておりますし、なかなか夜間の銃の使用の許可とか、麻醉銃とかいうことについてはなかなか周辺の住民の感情等もございますので、これは慎重にやっていく必要がございます。そこらも含めて猟友会等、関係機関と密接に連携を取りながら、具体的な施策を進めてまいりたいと考えております。

本年度、県においては、この具体化として大型の囲いわなをシカの被害が大きい安芸高田市内で単県事業でやるということは今言っておりますので、今具体的な施策をする地域を絞っておる状況でございます。そこらもかんがみながら、市としても独自な部分でできることを関係機関と早急な協議をしながら、進めてまいりたいと思っております。以上でございます。

○山本議長 以上で答弁を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

(質疑なし)

○山本議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。本案は委員会への付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○山本議長 御異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

○山本議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。  
これより議案第39号「安芸高田市手数料条例の一部を改正する条例」の件を起立により採決いたします。  
本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
〔起立多数〕

○山本議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第10 議案第40号 平成27年度安芸高田市一般会計補正予算（第1号）

○山本議長 日程第10、議案第40号「平成27年度安芸高田市一般会計補正予算（第1号）」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第40号「平成27年度安芸高田市一般会計補正予算（第1号）」について、提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ、5,466万4,000円を追加し、予算の総額を200億466万4,000円とするものであります。

よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○山本議長 これをもって提案理由の説明を終わります。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
(質疑なし)

○山本議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。
本案につきましては、お手元の付託表のとおり、予算決算常任委員会に付託して審査することにいたします。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

次回は、6月23日午前10時から再開いたします。

本日は、これにて散会いたします。御苦労さまでした。

~~~~~○~~~~~

午前10時59分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会議長

安芸高田市議会議員

安芸高田市議会議員